

第55回青森県情報公開・個人情報保護審査会会議録

1 開催日時

平成27年4月20日(月)13:21～16:44

2 開催場所

県庁舎北棟2階A会議室

3 出席者

- (1) 審査会
- | | | |
|---------|-------------------|--|
| 会長 | 石岡 隆司 | |
| 会長職務代理者 | 竹本 真紀 | |
| 委員 | 一條 敦子、大矢 奈美、河合 正雄 | |
| 専門委員 | 木村せつ子、清水 能理 | |
- (2) 事務局
- | | |
|-------------------------|-------|
| 総務部総務学事課課長 | 前田 泰三 |
| 同課長代理 | 白山 昭彦 |
| 同情報公開グループマネージャー(副参事) | 小坂 秀滋 |
| 同情報公開グループサブマネージャー(総括主幹) | 鶴谷 卓司 |
| 同情報公開グループ主幹 | 飛内 健 |
| 同情報公開グループ主事 | 秋元 紗織 |
- (3) 青森県
- | | |
|--------------------------------------|-------|
| 総務部市町村課長 | 安藤 毅 |
| 同課長代理 | 築田 潮 |
| 同総務・行政グループマネージャー(副参事) | 澤 純市 |
| 同総務・行政グループ主幹 | 飯田 哲 |
| 企画政策部情報システム課長 | 若木 憲悟 |
| 同IT専門監 | 阿部 一成 |
| 同社会保障・税番号制度推進グループ
グループマネージャー(副参事) | 賀川 弘之 |
| 同社会保障・税番号制度推進グループ
サブマネージャー(主幹) | 大和田 敏 |
| 同社会保障・税番号制度推進グループ主幹 | 小玉 直史 |
| 同社会保障・税番号制度推進グループ主事 | 斎藤 豪 |
| 同システム管理運用グループマネージャー(副参事) | 小林 直人 |
| 同システム管理運用グループ専門員 | 高橋 三男 |

4 案件

- (1) 特定個人情報保護評価制度の概要について
- (2) 青森県における特定個人情報保護評価の実施について
- (3) 住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務全

項目評価書に関する概要説明について

(4) 青森県個人情報保護条例の改正に係る諮問についての審査

5 概 要

会長 それでは、ただ今から審査会を始める。

今日は、専門委員の方が参加いただく初めての審査会ということになるので、簡単に自己紹介をする。

〔委員及び専門委員 自己紹介〕

石岡会長 では、事務局の方も簡単にお願ひする。

〔事務局、県側紹介〕

〔「特定個人情報保護評価制度の概要について」及び「青森県における特定個人情報保護評価の実施について」について情報システム課から説明〕

※案件(1)についての質疑等は、なし。

(案件(2)・(3)の審査部分は、非公開の審査部分につき、省略)

会長 次は条例の関係を審査する。事務局の方から説明をお願ひする。

【事務局からの説明】

事務局 前回、4月13日に出した答申素案において、前回の審査会で御指摘いただいた点を踏まえて修正したものを本日お手元にお配りしている。

修正の考え方としては、まず条例ではこうなっているということを説明し、番号利用法ではこうなっていると。従って、こうするという3段階を基本とするということであったので、それに基づいて訂正をした。

本日お配りした資料の1ページ目を御覧いただきたい。

利用目的以外の目的の利用の制限について。

(1) について、「条例は、実施機関による保有個人情報の目的外の利用を原則禁止しているが、例外として、法令等に基づく場合や、本人の同意があるとき等には、保有個人情報の目的外の利用をすることができることを定めている。」と修正した。

(2) について、「これに対し、」を足し、その他字句の修正を一部加えているが、基本的には前回と同じになっている。

(3) についても、前回と同じである。

2 ページ目については、特段修正していない。情報提供等記録に関する利用目的以外の目的での利用を禁止するということを書いている。

続いて、3 ページ目、提供の制限について。

(1) について、基本的には1 ページ目と同じ修正の仕方をしており、「条例は、実施機関による保有個人情報の目的外の提供を原則禁止しているが、例外として、法令等に基づく場合や、本人の同意があるとき又は本人に提供するとき等には、保有個人情報の目的外の提供をすることができることを定めている。」

としている。

(2) について、「これに対し、番号利用法では、特定個人情報を一般の個人情報以上に厳格に保護することとしているため、特定個人情報の提供は、番号利用法第9条の規定による個人番号を利用する事務を処理する者等が当該事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するときや、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき等の番号利用法第19条各号に該当する場合を除き、禁止されている。」

としている。

(3) については、同じである。

続いて、4 ページ目、開示、訂正及び利用停止について。

「実施機関が保有する」の次に「自己を本人とする」という言葉があったが、それを削除し、「実施機関が保有する特定個人情報」としている。

(2) で、「社会保障・税番号制度においては」とあったが、これを「番号利用法の制度の下においては」と修正し、(2) と (3) を1つにまとめている。また、3行目のところで、「このため」でつなぎ、国においてはこのようにしている旨を記載している。

(3) については、前回と同じである。

続いて、5 ページ目、情報提供等記録に関しての開示、訂正請求について。

「実施機関が保有する」の次に、「自己を本人とする」とあったが、それを削除した。説明書きについては、同じである。

続いて、6 ページ目については、特段修正はない。

続いて、7 ページ目、情報提供等記録の利用停止請求について。

修正した箇所は、説明の(2)である。

「これは、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムに対するアクセス記録であり、不法・不正な取得・提供がなされていないか、システム運用上支障の生じる取得・提供がなされていないか等を確認するために、情報提供等記録を利用し続ける必要性が極めて高いためである。」

ということで、簡潔にしている。

続いて、8ページ目、情報提供等記録の開示・訂正に係る事案の移送について。

(2) を修正をしている。

「これに対し、番号利用法第30条第1項では、情報提供等記録に係る開示請求及び訂正請求に対する決定を行う際、他の実施機関への事案の移送を行わないこととしている。これは、情報提供等記録に記録されるのは、どの機関からどの機関へ何の事務のためにどのような情報が授受されたかであり、情報提供等記録に関する不開示情報についても、あらかじめ類型的に確定し、記録・保管されているものであって、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由がある場合が想定されないためである。」

としている。

続いて、9ページ目、情報提供等記録の訂正に係る通知先について。

(2) を修正している。

「番号利用法第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第35条では、情報提供等記録の訂正を行った場合は、情報照会者、情報提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣に対し、その旨を通知することとしている。これは、情報提供等記録は、どのような機関の間でどのような特定個人情報の授受が行われたかが記録されたものであり、情報照会者、情報提供者、そしてその仲介を行う情報提供ネットワークシステムの3か所で記録・保管されるものであるからである。」

という点である。

(3) については、同じである。

続いて、10ページ目、情報提供等記録に係る保護措置の要求について。

10ページ目は、情報提供等記録に係る保護措置の要求である。こちらは前回までは(7)まであり、その中で国の取扱いについて説明していたが、それを全部削除し、簡潔にした。それから番号利用法の取扱いについて説明を詳しくしたものである。

今回の説明の中で言うと、(2)の部分である。

「これに対し、番号利用法第30条第1項では、情報提供等記録について、保護措置の要求を適用除外している。これは、情報提供等記録は、情報提供ネットワークシステムに対するアクセス記録であり、その記録のみで直ちに特定の個人を識別することができるものではないという性格上、保護措置を講ずるよう求める必要性がないからである。」

という点である。

説明の(1)と(3)については、同じである。

続いて11ページは、改正の必要がないと考えられる事項についてである。

情報機器の結合による提供の制限について。

これは、前回の説明は（７）までであったが、２つほど削除あるいは統合をし、説明は（１）から（５）までとなっている。説明の（１）は条例のことを述べているが、一部簡潔にした点があるので読み上げる。

（１）、「条例では、個人情報通信回線を用いた情報機器等の結合により処理される場合は、大量かつ瞬時に入手、提供できるという特徴があり、行政サービスの向上と事務処理の効率化に大きな成果を発揮する反面、不可視の状態提供されるため、その取扱いの如何によっては、個人の権利利益を侵害する可能性も大きいことから、「①公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、②個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な取扱いのために必要な措置が講じられていると認められる場合」を除き、実施機関がこのような方法により保有個人情報を実施機関以外のものへ提供することを制限している。」

というように修正している。

続いて、番号利用法を（２）で述べている。こちら大きく修正している。

（２）、「しかし、番号利用法では、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供の求めを受けた者は、情報照会者に対し、特定個人情報を提供しなければならないとされていることから、条例でオンライン結合規制を定めている地方公共団体においても、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行う義務が課されることとなる。」

としている。

（３）で、番号利用法の規定を説明しているが、こちら修正している。

（３）、「番号利用法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供については、情報連携を行うことにより、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現に寄与するものとされ、また、住民サービスの向上も図られるものであることから、条例で定める例外規定にある「公益上の必要があるもの」に該当すると判断される。」

続いて（４）として、こちらについても大きく修正している。

（４）、「また、特定個人情報を適切に取り扱うために必要な措置として、国では、不正アクセスを防止するための適切な措置や、特定個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止をするための適切な措置等を講じることとしており、また、本県においても、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供を行う際には、従前どおり現行の情報機器の結合による提供の制限に関する規定に基づき、特定個人情報を適切に取り扱うために必要な措置を講じていくこととしている。」

としている。

最後の結論の部分であるが、結論の部分については修正していない。

続いて、１２ページ、費用負担について。

こちら大きく修正しているので、説明する。

まず（１）、「条例では、開示請求をして文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額を負担しなければならない

ないこととし、当該写しの作成及び送付に要する実費を徴収しているが、文書等の閲覧、聴取又は視聴による場合は、当該閲覧等に要する費用は徴収していない。」としている。

(2)、「これに対し、行政機関個人情報保護法第26条では、開示請求をする者は実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならないとされており、また、特定個人情報については、個人の経済的事情によらずに、個人自らが、特定個人情報を容易に確認できるようにすることが重要であるとの考えに基づき、番号利用法第29条第1項及び第30条第1項により読み替えて適用される行政機関個人情報保護法第26条により、開示請求手数料の減額又は免除の措置を講ずるものとしている。」

と修正している。

最後、今回の(3)の結論であるが、そちらも修正している。

(3)、「以上、国では、文書等の閲覧、聴取又は視聴による場合であっても開示請求手数料として開示請求時に一律に徴収することとしているのに対し、本県では開示請求手数料を徴収せず、開示請求者が写しの交付を希望する場合にのみ実費を徴収することとしているものであり、個人の経済的事情によらずに、個人自らが、特定個人情報を容易に確認を行える手段としての閲覧等については現に無料でできること等を踏まえると、実施機関が保有する特定個人情報の開示を受ける場合の費用に係る減免に関する規定は、設けないこととすることが適当である。」

としている。

続いて13ページ、法令又は他の条例による開示の実施との調整について。

13ページは、他法令との実施の調整の規定であるが、前回の審査会では説明のうちの(3)のところで、「国では」の部分のところで、必要な部分のみでよいということであったので簡潔にしている。(1)と(2)は同じである。

(3)、「ただし、国では、情報提供等記録開示システムによる開示請求を行政機関個人情報保護法上の開示請求権と認めるためには、法律上求められる要件を情報提供等記録開示システムに実装しなければならず、現在、情報提供等記録開示システムの仕様の関係から検討中であるとしている。よって、情報提供等記録開示システムが本条例上の開示請求権と認められるかが不明であるため、現時点では、法令又は他の条例による開示の実施との調整規定は、実施機関が保有する特定個人情報についても同様に適用することとし、改正する必要がないものである。」

としている。

【委員の意見等】

1 利用目的以外の目的での利用の制限等（特定個人情報（情報提供等記録を除く。））

竹本委員 このような内容でよろしいのではないか。

会長 こういう表現でよろしいか。

一條委員 読みやすくなったと思う。

2 利用目的以外の目的での利用の制限等（情報提供等記録）

会長 ここも前回、特段問題がないということで、ここはよいか。

3 開示等請求権

河合委員 内容ではないが、一番下の行「こと」が2つ続いている表現。

竹本委員 できることとすること。

河合委員 そういう決まりになっているのであれば、全然構わない。

会長 全体にみな、何々とするのが適当であるという表現にしている。確かに「こととすること」というのは、くどいと言えなくとも。

河合委員 まあ、いいのではないか。

会長 許容範囲かなという気もする。
全体の流れはよろしい。

4 利用停止の請求（情報提供等記録）

会長 これも、前はいろいろ説明がくどかったので。これもいいか。

5 情報提供等記録の開示・訂正に係る事案の移送

会長 これも記録の性格を、こういうものだということを分かりやすく書いたということである。よろしいであろう。

6 情報提供等記録の訂正に係る通知先

竹本委員 条例、法律、結論となっているのでスムーズに入る。

会長 よろしいか、こんな感じで。

7 情報提供等記録に係る保護措置の要求

会長 ここもバツサリと切って、この情報の性格上、いらんだということだけにした。端的に言うと、こういうことだと思うので。よろしいか。

8 情報機器の結合による提供の制限

竹本委員 ①、②とあるから、①、②というのが出た方がいいかと思ったが、入れると、またせっかく1枚で収まっているのが延びてしまうので、これでいいかと思う。これが多分、一番いいと思う。

一條委員 段落ごとに意味が、ポジションが皆違うことが明確に分かっているのです、これでいいのではないかと思う。

会長 竹本委員が言われたのは、(3)と(4)を一緒にして、(3)の中で①、②というのが論理階層としては一番正しいんだろうけれども。まあ、この表現でも。

大矢委員 分かりやすいので。

竹本委員 1枚で収まっているのがいい。

9 費用負担

竹本委員 (3)は、2文に分けた方がいいか。「以上、国ではこうしているのに対し、本県では～としているものである。従って、本県では経済的事情によらずに個人自らが特定個人情報を容易に確認を行えるようにするために、閲覧等については現に無料でできることなどを踏まえると」とか。

河合委員 「個人の経済的事情」からは1文でもいいのかも。

竹本委員 僕の中で、この「特定個人情報を容易に確認を行える手段としての閲覧」というのが、ちょっと。

会長 4行目の「個人の経済的事情によらず」から「手段として」までを取ってもいいのではないか。本県では写しの交付を希望する場合は実費をもらっているけれど、閲覧については無料でできると。「現に無料で」、「現に」もいない。閲覧等については無料でできるというか、閲覧については費用を徴収していない。「いない」で一旦切って、センテンスを切って、「以上を踏まえると費用の減免に関する規定は設けなくてもいい」と。

事務局 もう一回読むと、(3)、以上、国では、文書等の閲覧、聴取又は視聴による場合であっても開示請求手数料として開示請求時に一律に徴収することとしているのに対し、本県では開示請求手数料を徴収せず、開示請求者が写しの交付を希望する場合にのみ実費を徴収することとしているものである。

会長 「こととし」でいい、そこは切らない。「実費を徴収することとし、閲覧等については費用は徴収していない。」

事務局 はい。そして、「以上を踏まえると、実施機関が保有する特定個人情報の開示を受ける場合の費用に係る減免に関する規定は、設けないこととすることが適当である。」と。

会長 ちょっと（３）が（１）と（２）の繰り返しになっている。

竹本委員 いきなり「以上を踏まえると」でもいいのかも。

会長 （３）の前半が（１）、（２）の繰り返しだから、同じく書いてもしょうがない。

要するに、国で減免措置を講ずることになっているのは手数料だからであって、本県ではもらっているのは実費だけだと。閲覧はタダだと。だから、そんなに経済的な負担にはならないというのであれば、言うんだけれども。あんまりそうクドクドと言わなくても、何か。

確かに、いきなり「以上を踏まえると」でもいいような感じもする。

だから、「国では減免の措置を講ずるものとしている。」で終わっているのです、そうすると。

竹本委員 本県では個人の経済的事情によらずに個人自らが特定、要は、もう容易にできるようにしているということである。

会長 簡単に言うとすれば、「以上」というか、「これに対し、国では減免措置を講ずることとしている。」と。

竹本委員 この時だけ、思い切って条例を後にするというわけにはいかないか。国が２番目に来るからややこしくなっているのであって、頭に国を持ってきて、それで一方、条例ではこういうふうにしていないということを入れてダメか。

河合委員 そうすれば「以上を踏まえると」と。それでいいのではないか。分かりやすくなった方がいい。

竹本委員 「徴収しており、個人の経済的事情によらずに個人自らが特定個人情報情報を容易に確認できるようにしている。」というふうには。

一條委員 （３）の「本県では、」からを採用して、「ただし、本県では開示請求手数料を徴収せず、開示請求者が～こととしているものであり、」として、閲覧の先ほどの文章につなげていくというのはどうか。本県のことが抜けている。

大矢委員 順番をひっくり返すのがいいような。説明の仕方としては。

竹本委員 基本的にはやはり、簡単に言うと条例よりも国の方が進んでいるから改正が必要であって、国よりも条例の方が進んでいるから改正が必要ないということに多分なる。国はこう言っているけど、条例ではもう、こうしているから改善の必要性がないという話の方がいい。

大矢委員 ここに関してはそうである。

竹本委員 今まで条例が頭に来ているので、それとのバランスがどうかということだけである。

会長 それでもいいか。

本県の条例で徴収しているのは実費だけであって、国が定めている手数料とも性格が違うので、特定個人情報の確認を行うための手段としては、現在の条例でも十分だと。敢えて減免までを設ける必要性に乏しいということ言えばいい。

ここの最後も、「設けないこととするのが適当である」という表現もちょっと強い。

もらっているのは実費だけなんだから、これでも市民が特定個人情報を確認するための手段としては十分だと。敢えて減免まで設ける必要性が乏しいという表現でいいと思う。設けない方が適当であると、そこまで強く言うのも、ちょっと強い。

竹本委員 新設する必要がないということだと思うので。

会長 1として、法律では減免の措置を講じていると。これに対して条例では減免措置がないと。けども、本県でとっているのは実費に過ぎないし、閲覧については無料なので、特定個人情報を容易に確認するための措置としては十分であって、これ以上、減免措置まで講ずるだけの必要性に乏しいと。よって、条例改正までは必要がないという流れにするか。

事務局 (3)については、3行目までを全部削除すると。

会長 そう。3行目というか、全部書き直し。

条例では減免の措置がない、だから「条例では」のその次の「実施機関が定める額を負担しなければならない」と、この辺もいらんのではないか。

竹本委員 いらんかもしれない。

会長 これ、「写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する実費を負担しなければ」、だから条例では。

竹本委員 「こととし、」とかはいらん。

会長 いらん。

竹本委員 当該写し。

会長 当該写し。いきなり「当該写し」と始まるのはおかしいから、ここ、ちょっと何かいる。

竹本委員 「開示請求をして文書等の写しの交付を受ける者は、当該写しの」でいいのではないか。

会長 「実費を徴収している」になっているので、「交付を受ける者は」、主語と述語を対応させなければいけない。「交付を受ける者は」で始まるなら「実費を納付しなければいけない」とか。そこは対応させる必要がある。

いずれにしても、この「実施機関が定める額を負担しなければいけない」とか、こういうことはいらないので、ともかく、条例では実費を徴収しているけれども、写しの作成及び送付に要する実費を徴収しているけれども、閲覧の場合は徴収していないと。ただ、減免に関する規定はないと、実費を徴収しているが減免に関する規定はないと、閲覧に関する費用は徴収していないと。

表現を後で調整するが、要は、1として、国では減免の措置があると、2、これに対し条例では実費徴収をしているけれども閲覧に関しては無料だと。3として、確かに条例では実費徴収についての減免の規定はないが、そもそも写しの交付の際の実費徴収だけであって閲覧は無料であることからすると、敢えて減免規定を新設するだけの必要性に乏しいと。だから今回、敢えて改正まではいらないであろうと。そういう感じでいいか。

竹本委員 はい。後は言い回しだけである。

会長 あとは表現だけの問題なので、ここは事務局と私の方にらせていただいでよろしいか。

竹本委員 申し訳ないが、お願いしたい。

会長 ここは後で事務局と打合せをする。

10 法令又は他の条例による開示の実施との調整

竹本委員 「よって」より、「このように」の方がいいような気がしないでもないけれども、でもやはり初見としては「よって」になるのかと。「よって、～であるため」というのは何かちょっと微妙な。

大矢委員 なるほど。理由が重なるか。

「このように」か、やはり。しっくりというか、日本語の流れとしていいかもしれない。

竹本委員 この1文が無ければ、もう「よって、現時点では」ということで「よって」

だと思うが、「ため」とあると、ちょっと。
あとは、これでいいのかなと。

会長 「このように」か。「以上」。

竹本委員 「以上」でもよい。

大矢委員 そうすると、他のところと揃う感じが。

竹本委員 「以上」でもよい。

「よって」だと、その「よって」が「ある」にかかるのか、下の「ある」にかかるのか、因果関係がぼやける。

河合委員 全部、「以上」と書いてある。「以上の～を踏まえて」とか。

竹本委員 なら、「以上」でいいと思う。

会長 あとはいいか。

字句の修正が若干あるのと、12ページのところは、もう1回表現を変えるが、そこはお任せいただくということで。これで答申をするということにしたいと思う。